

アンケートを装う！

住宅用火災警報器の電話勧誘販売

火災警報器を
設置済みの方は
1のボタンを、
まだの方は
2のボタンを
押して下さい。



★販売目的をあいまいにし、公的機関と誤解
させて自動音声のアンケートに答えさせる。

★アンケートの結果により住宅用火災警報器
や消火器の販売に来る。

- 👉 消防署などの公的機関は自動音声のアンケートは行っていません。
自動音声なので聞き返すことができず、つい答えてしまいがちですが
アンケートは勧誘目的です。購入したくない時は電話を切りましょう。
- 👉 平成21年6月から住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。
警報器は家電量販店などで購入し、自分で設置することができます。
- 👉 住宅用火災警報器の訪問販売や電話勧誘販売は、取り付けが完了
していても、法律で定められた契約書を受け取った日を含めて8日以
内は、クーリング・オフ(無条件解約)が可能です。

商品及びサービスに係る契約等のご相談は…

福岡市消費生活センター相談コーナー TEL:092-781-0999

☆検索サイトで「福岡市消費生活かわら版」を検索すれば、バックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配布などにお使いください。